学生諸君へ

定期試験における不正行為について（注意）

試験時の不正行為（疑わしい行為を含む。）は許されないことであるが、残念ながら、越谷校舎において根絶するには至っていない。

定期試験（定期試験期間外に実施する試験を含む。）時にこのような行為が発覚した場合は、「文教大学学則」並びに大学の関連規程に基づき、厳しく対処することとなっていることを改めて周知し、注意を促す（状況により保証人の方へ連絡することもあり得る）。

学生諸君には、このような事態が起きないよう、大学生として良識のある行動を期待する。

【参　考】

１.「文教大学学則」（抜粋）

第５３条　本学学生で本学の諸規則に反し、本学の秩序を乱し、又はその他学生の本分に反した行為があったときは、これを懲戒する。

２　懲戒は、**戒告、停学又は退学**とする。

２.「文教大学学生懲戒規程」（抜粋）

第３条　学則第５３条に規定する懲戒について、次の各号のいずれかに該当する行為に対して行う。

（１）大学校舎内外における違法若しくは不当な行為

（２）**試験に関する不正行為**

（３）大学の研究及び教育活動に対する妨害行為

（４）学則等大学に定める規則に対する違反行為

（５）その他本学の秩序を乱し、学生の本分に反した行為

３.「文教大学試験規程」（抜粋）

第１４条　試験に不正行為のあった者は、**当該科目を無効とする**。また、**当該試験期間の全科目の試験を無効**とすることがある。

2023 年 1 月 11 日

越谷校舎教務委員長　星野　晴彦